

第 36 回

芽室町農業委員会総会議事録

令和 8 年 6 月 2 9 日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和 8年 6月29日 (月)

14時36分～15時21分

●場所

芽室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2 報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
日程第3 報告第2号	農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件
日程第4 議案第1号	農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件
日程第5 議案第2号	農地法第3条の規定による許可の件
日程第6 議案第3号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出の件
日程第7 議案第4号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件
日程第8 議案第5号	現況証明願いの件

●出席委員

1番 島部 亨	2番 平林 浩哉	3番 中捨 雅裕	4番 嶋崎 敏文
5番 野澤 修治	6番 盛田 義政	7番 山川 直孝	8番 小林 幸雄
9番 土屋 克彦	10番 松久 和明	11番 珠玖 春美	12番 鳥本 和則
13番 高橋 仁	14番 栗野 秀明	15番 堀井 和宏	16番 道下 勇治
17番 横溝 勲			

●欠席委員

●委員会に参加した者

事務局長 藤野 元成

事務局次長(兼)農地振興係長 土田 雅敏

農地振興係 大畑 絵理子

●議事録署名委員

13番 高橋 仁

14番 栗野 秀明

(14時36分 開会)

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に、13番 高橋委員、14番 栗野委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号農地法 第3条の3 第1項 の規定による届出報告の件 を議題とします。

○議長（島部会長） それでは 番号1番 について事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番】土地の所在が、芽室町坂の上9線。地目は公簿・現況地目とも畑。面積39,029㎡。外13筆。合計面積260,919㎡について相続により所有権を取得した旨、5月26日付で届出があり、同日付で届出を受理しています。

○議長（島部会長） ただ今、説明のありました 報告第1号について発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

●日程第3 報告第2号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 報告第2号農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件を議題とします。

○議長（島部会長） それでは 野澤現地調査委員長より復元状況調査の結果について報告をお願いします。

○5番（野澤委員） 5番野澤です。報告第2号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件。先に許可されました一時転用について、期間満了もしくは事業完了に伴い復元状況の現地調査を実施したので報告する。6月19日に現地調査委員会を開催しました。調査委員に、島部会長、高橋委員、そして私野澤。事務局から、藤野局長、大畑主任が出席しています。午後1時30分より開始予定でしたが、全員が早く揃ったので、午後1時15分より役場会議室8で開催され、事務局より調査内容の説明、地区担当委員より補足説明を受けた後現地調査を行い、施工業者より説明をいただきました。現地調査の結果、番号1番の砂利採取及び基盤整備について、農地として復元したことを認めましたので報告いたします。詳細については議案書をご覧ください。以上報告といたします。

○議長（島部会長） ただ今、野澤現地調査委員長より報告がありました報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

●日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題とします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番について事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在が、芽室町中美生5線。地目は、公募・現況とも畑。面積31,645㎡、外12筆、合計面積129,302㎡につきまして、賃貸借を行っていましたが、去る5月29日に賃貸借契約の解約に合意したというものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに番号1番について、「通知書のとおりに承認すること」にご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番につきましては、原案のとおり決定いたします。以上で、議案第1号を終わります。

●日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 議案第2号農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番について事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在が、芽室町上芽室東。公簿・現況とも畑。面積29,981㎡につきまして、贈与の申請です。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して担当委員であります土屋委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○9番（土屋委員） 9番土屋です。先日、現地確認と話を伺ってきました。畑の場所は市街地から御影方面に5kmほどの報徳高台にある土地になります。親の世代から50年以上賃貸をしていましたが、今回相手の方からの贈与となります。現在まで、借人の経営の一部になっている畑で、地域の理解もあり、問題のない案件であります。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番についてご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

●日程第6 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 議案第3号農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件を議題とします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番について事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出の件。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、芽室町より意見を求められた次の農業振興地域整備計画の変更について、審議を求める。

【番号1番】土地の所在が、芽室町北芽室北6線。地目は公簿・現況とも畑。面積89.35㎡、外2筆。合計面積319.80㎡につきまして、農家住宅一棟の新築のための振興地域整備計画の変更です。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して担当委員であります高橋委員より、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○13番（高橋委員） 13番高橋です。土地所有者は、美蔓高台の認定農業者であり、所有者の後継者の住宅を新築するための申請です。家族も増え現在居住している母屋が狭くなり、住宅を建て移転することになりました。今後は、後継者に経営移譲する予定です。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号1番について ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号1番について、申出のとおり、承認することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、異議のない旨決定いたします。

○議長（島部会長） それでは、番号2番について事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号2番】土地の所在が、東芽室南1線。地目は公簿・現況とも畑。面積13,536.91㎡、外52筆。合計面積165,961.96㎡につきまして、農村地域産業の導入促進等に関する法律、第5条第1項の規定に基づく産業の導入に関する実施計画を定めるための農振の除外の申請です。転用目的は、企業の立地に伴う工業団地造成と関係施設の新設となっております。実施計画について、計画目的としては、新たな雇用の場の拡大や、地域内経済循環などの課題を解決するため、また、農業を軸とした活力と賑わいのある町づくりをすすめるため、今回、農村地域への産業導入促進に関する法律に基づく実施計画を定めるということです。この実施計画につきましては、認可者が北海道知事となっております。現在、事前の事務調整を終えて、事前協議を行っている段階です。協議が終わり次第、計画認可の事務が行われることになっております。

今回の区域設定にあたっては、立地のニーズや事業計画などを踏まえた必要面積を確保できること、並びに交通の利便性を確保できることを前提としたうえで、①市街化区域内であるかどうか、②既存の工業団地内にあるかどうか、③農業振興地域以外にあるかどうか、④農用地区域外にあるかどうか、⑤農用地区域内であるかどうかの順で検討を行った結果、農用地区域にしか該当する土地がなかったため、やむを得ず今回この場所が選定されております。この土地につきましては、北側をＪＲ根室本線が東西に横断し、北側には工業団地、東側には高規格幹線道路帯広尾線道が横断、南側は道道芽室東４条帯広線が横断しており、農地としての広がりとは分断されている状況です。また、近年、土地改良事業等の農業投資があまり行われておらず、周辺農地と比較すると畑としての条件は悪く、今後の農業活動に対する影響としては最小限であり、工業団地造成に適している土地ということで選定されております。

「導入すべき産業の業種およびその規模」ということで、実施計画策定にあたり、どのような企業が入ってくる計画になるかを列記する必要があります。逆に言いますと、ある程度、企業の立地のめどが立たないとこの計画を受け付けてもらえないということがあります。

「導入すべき産業の規模」ですが、食品製造業２社、道路貨物運送業１社、倉庫業１社、飲食料品卸売業１社、その他の卸売業２社、計７社の立地に向けてこの計画を進めているところです。農業に関しても掲載しておりますが、ここは省略させていただきます。

「関係部局との調整」についてですが、都市経営部局と、環境部局と調整をすすめております。当該地につきましては、都市計画法における市街化調整区域というくくりになっておりますので、都市計画部局との調整は必要となっております。

「導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項」ということで、いずれもこの後、施設用地の整備、道路の整備、水道排水処理整備につきましては、進出企業がそれぞれ直接行うとなっております。

「農業団体等の参画」についてですが、皆様にご理解をいただきたいところですが、産業導入区域の土地を提供した者に対する代替地の斡旋等については、芽室町農業委員会、芽室町農業協同組合等と連携を図りながら、周辺の農地保有合理化に資するよう対応するとなっております。

農地転用許可に係る審査表を添付しておりますのでご参照ください。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります嶋崎委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○４番（嶋崎委員） ４番嶋崎です。事務局より説明のあった件について、ご報告します。事業者から直接の聞き取りは行っておりませんが、６月２２日に、この農産法の実施計画担当の役場農林課の職員から計画概要の説明を受け、聞き取りするなどの調査を行いました。申請地は、下美生地区西１９号道路東側でＪＲ芽室本線線路南側に位置する約１７haの農地になります。当該地は委員の皆様もご承知のとおり、ＪＲ線路、幹線道路、崖などで、他の農地と分断されているとともに、これまで農地改良事業などの受益地とはなっておらず、どちらかといえば、生産性の低い農地であります。今回の実施計画によりますと、この法律の目的である農村地域に新たな産業を導入し、雇用を増加されるなど、地域の活性化を目的とされており、誘致予定の企業についても、農業関連企業を中心に立地を計画されているとのこと。今回の除外申請で新たに農地を分断したり、農業生産や、土地改良事業に影響を与えることもないことが考えられます。また、関係部局との調整を

終え、実施計画の事前協議を行っている段階であるとともに、現在の農地所有者からの同意を得ているとのことであり、農業振興地域整備計画から除外についてやむを得ないと考えられますので、よろしくお願いします。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号2番についてご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号2番について、申出のとおり、承認することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、異議のない旨決定いたします。以上で、議案第3号を終わります。

●日程第7 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件

○議長（島部会長） 次に、日程第7議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第6項の規定に基づく「農用地利用集積等促進計画」を定めるべき旨の 要請の件を議題とします。

○議長（島部会長） それでは、整理番号25番から整理番号36番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件。 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により次の農用地利用集積等促進計画（案）について、公益財団法人北海道農業公社に対し、農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することについて、議決を求める。

整理番号25番から36番まで12件ありますが、12件ともこれまでに農地保有合理化事業、若しくは昨年の農地売買等事業（貸付タイプ）により、借入れた農地について、売渡しのための促進計画案となっております。この12件につきましては、当初予定の5か年間を経て、売渡しの申し出をいただいたため、促進計画案を作成しております。

【整理番号25番】土地の所在が、芽室町新朝日、地目は公簿・現況ともに畑、面積40,440㎡、外5筆、合計面積97,981㎡について、売買するものです。

【整理番号26番】土地の所在が、芽室町新朝日、地目は公募・現況ともに畑、面積26,872㎡、外6筆、合計面積102,492㎡について、売買するものです。

【整理番号27番】土地の所在が、芽室町祥栄西、地目は公募・現況ともに畑、面積18,150㎡、について、売買するものです。

【整理番号28番】土地の所在が、芽室町祥栄西、地目は公募・現況ともに畑、面積21,874㎡、外1筆、合計面積24,279㎡について、売買するものです。

【整理番号29番】土地の所在が、芽室町西土狩北、地目は公募・現況ともに畑、面積19,524㎡、外6筆、合計面積80,737㎡について、売買するものです。

【整理番号 30 番】土地の所在が、芽室町北伏古南、地目は公募・現況ともに畑、面積 47,554 m²、外 2 筆、合計面積 49,263 m²について、売買するものです。

【整理番号 31 番】土地の所在が、芽室町栄、地目は公募・現況ともに畑、面積 2,352 m²、外 1 筆、合計面積 9,999 m²について、売買するものです。

【整理番号 32 番】土地の所在が、芽室町北芽室北、地目は公募・現況ともに畑、面積 6,690 m²、外 1 筆、合計面積 6,883 m²について、売買するものです。

【整理番号 33 番】土地の所在が、芽室町雄馬別、地目は公募・現況ともに畑、面積 6,190 m²、外 2 5 筆、合計面積 171925.70 m²について、売買するものです。

【整理番号 34 番】土地の所在が、芽室町雄馬別、地目は公募・現況ともに畑、面積 33,742 m²、外 4 筆、合計面積 87,025 m²について、売買するものです。

【整理番号 35 番】土地の所在が、芽室町伏美、地目は公募・現況ともに畑、面積 42,143 m²について、売買するものです。

【整理番号 36 番】土地の所在が、芽室町渋山、地目は公募・現況ともに畑、面積 38,307 m²、外 1 筆、合計面積 47,276 m²について、売買するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号 2 5 番から整理番号 3 6 番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。

○議長（島部会長） 続いて、採決を行います。整理番号 2 5 番から整理番号 3 6 番について、原案のとおり、公益財団法人北海道農業公社に対し、農用地利用集積等促進計画を作成するよう要請することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号 2 5 番から整理番号 3 6 番について、原案のとおり決定し、公益財団法人北海道農業公社に、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することとします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第 4 号を終わります。

●日程第 8 議案第 5 号 現況証明願いの件

○議長（島部会長） 次に、日程第 8 議案第 5 号現況証明願の件を議題とします。

○議長（島部会長） それでは、番号 1 番について事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第 4 号 現況証明願の件。次の者から現況証明願があったので審議を求める。

【番号 1 番】土地の所在が、芽室町毛根北、地目は公簿・現況地目とも畑、面積 4,073 m²、外 2 筆、面積合計 5,360 m²について、登記地目変更のための証明願です。

○議長（島部会長） 次に、野澤現地調査委員長より、現地調査の結果について、説明願います。

○5 番（野澤委員） 5 番野澤です。6 月 19 日、午後 1 時 30 分より、役場庁舎 2 階会議室 8 で現地調査委員会を開催しました。現地調査委員に、島部会長、高橋委員、そして私野澤、事務局から、

藤野事務局長、大畑主任が出席しています。当日は、事務局より願出の内容説明、地区担当委員会ら補足説明があった後、現地調査を行いました。現地調査の結果、番号1番について、農地・採草放牧地意外と判断しましたので報告いたします。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。番号1番についてご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号1番について、野澤現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、申出のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第5号を終わります。

○議長（島部会長） 以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、第36回芽室町農業委員会総会を閉会いたします。

（15時21分 閉会）

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 8年 6月29日

議 長（農業委員会会長）

島 邨 亨

会 議 録 署 名 委 員

高 橋 仁

会 議 録 署 名 委 員

栗 野 香 明